

「消費税 軽減税率制度」 説明会

主催：(一社)大和青色申告会
共催：大和税務署

8% → 10%

消費税



軽減税率の対象品目はなんだろう？
帳簿や請求書の記載方法はどう変わるの？
税額はどうやって計算するの？

- 軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。
- 2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。
- 現行の請求書等と区分記載請求書等の比較や「軽減税率対策補助金」など事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度のポイントを説明いたします。

〈講師〉 大和税務署 職員

〈日時〉

9月11日(水)	13時30分～15時30分	座間市立総合福祉センター
9月12日(木)	13時30分～15時30分	海老名市総合福祉会館
9月13日(金)	13時30分～15時30分	綾瀬市立中央公民館
9月17日(火)	13時30分～15時30分	大和税務署 5階「大会議室」

〈参加資格〉 どなたでもご参加できます

〈参加費〉 無料

〈申込方法〉 予約不要（会場へ直接お越しください）

〈持ち物〉 筆記用具

〈お願い〉 駐車場に限りがございます。公共交通機関のご利用にご協力ください。



お問い合わせ先



一般社団法人 **大和青色申告会**

〒242-0028 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壱番館1F

TEL 046(262)5111 FAX 046(262)5113

ホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>



ホームページ
QRコード